



ちよっとためになる お金 の話

こんにちは。子育て世代専門のFP（ファイナンシャルプランナー）角山です。

2年前より高校の授業で金融教育が始まり、また今年からの新NISAなど『貯蓄から投資へ』と時代がシフトしている感じがします。

前回お伝えしましたが、これには時代背景の変化があると思います。退職金については前回お話しをしましたので、今回は年金についてです。

毎月、会社員でしたら、厚生年金が給料から差し引かれていると思います。年金の仕組みをお話しします。

日本の年金制度は20歳以上の人が全て加入する国民年金と、会社員や公務員が加入する厚生年金の二階建てになっています。国民年金は3つの種類に分かれております。

- ① 第1号被保険者
- ② 第2号被保険者
- ③ 第3号被保険者

第1号被保険者は自営業者、学生、無職などが挙げられます。

保険料…1万6520円(令和5年度)
年金額…79万5000円(年額)

第2号被保険者は会社員、公務員になります。保険料や年金額は月給や賞与によって変わります。

第3号被保険者は第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。保険料は第2号保険者で負担しているので納付の必要はありません。

毎月の年金保険料は給料から一緒に引かれている方が多いと思います。

その保険料は我々が将来、高齢者に

なった時に受け取るために積立をしている訳ではなく、今、年金をもらっている高齢者の年金の原資になっております。これは「賦課方式」と呼ばれており、インフレや給与水準の変化に対応しやすいと言われております。

半面、昔の団塊世代の時のように若者の数が多い時には保険料を払う人が多く非常に有利ですが、現在のように少子高齢化の時は不利になると言われております。なぜか？これは保険料を払う人が減るからです。

高齢者が増え、若者が減ると若者の保険料負担が増えます。ただ、若者にも生活がありますので保険料負担には限界があります。そうなる、保険料を上げられなくなり、年金給付時期が後になります。

現に昔は60歳からもらえていました、今は65歳からです。

この辺りも資産運用にシフトする要因の一つではないかと思えます。

最後までお読み頂きましてありがとうございます。来月も良かったら、見てくださいね〜

HUG HUG特典 無料相談は要予約
角山先生と1対1で相談(相談時間:1時間 無料)
&
家計診断(ライフプラン)作成プレゼント



無料相談をご希望の方は、メールにて受け付けています。
①氏名 ②メールアドレス ③電話番号 ④ご希望の日時を
明記し、「info@hughug-town.com」までお送りください。



角山 大尚

約21年前より独立し、ファイナンシャルプランナーとしてセミナーや個別相談会を全国各地で開催。個別で勉強して身につけた知識をどう実生活に活かしていくのかをアドバイスしている。